

## 平成 29 年度 第 2 回彦根市図書館協議会 議事録

開催日時：平成 30 年 1 月 30 日（火） 午後 2 時 00 分から午後 4 時 00 分まで

開催場所：彦根市立図書館 第 1 集会室

出席者

協議会委員：矢守ひとみ	委員	【彦根市立若葉小学校】
森 将豪	委員	【彦根市社会教育委員】
松岡 寿子	委員	【ひこね児童図書研究グループ】
久木 春次	委員	【彦根市地域文庫連絡会】
安達 昇	委員	【彦根市 P T A 連絡協議会】
國松 完二	委員	【滋賀県立図書館】
平井 むつみ	委員	【滋賀文教短期大学】
山口 祥子	委員	【彦根の図書館を考える会】
木村 正彦	委員	【彦根史談会】

教育委員会：長野教育部次長

事務局：神細工図書館長、北川図書館次長

内容

事務局：ただいまから、平成 29 年度第 2 回彦根市図書館協議会を開催する。会議に入る前に、教育部次長の長野が挨拶をさせていただきます。

教育部次長：教育部次長兼教育総務課長の長野です。

平素は、本市の教育行政ならびに図書館運営に、格別の理解と支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

第 1 回目の図書館協議会を 7 月 25 日に開催し、当初は 10 月下旬ごろに第 2 回目を開くという予定であったが、大幅にスケジュールが遅れ、本日第 2 回目の開催となった。深くお詫び申し上げます。

本日は、7 月の第 1 回図書館協議会において、委員からもご教示のあった図書館の評価について、検討をお願いしたいと考えている。

後ほど事務局から説明をするが、平成 20 年に図書館法が大幅に改正され、図書館の運営状況について評価を行い、その結果に基づいて必要な措置を講じるよう努めなければならないという努力義務規定が設けられた。彦根市は評価を導入していないという状況である。こうした状況を踏まえて、彦根市においても図書館評価にこれから取り組んでいこうとしている。昨年、彦根市図書館整備基本計画を定めたところであり、その中の基本理念「一期一会の出会いを通し、本と人 人と人をつなげる文化・知の宝庫」の実現に向けて評価を通じて取り組みたいと考えている。

委員の皆様から建設的な意見を頂けるようお願い申し上げ、開会に当たっての私のあ

いさつとさせていただきます。

事務局：西澤委員は所用により欠席との連絡があった。また、山口委員は遅参すると連絡があった。本日は、委員 10 人中、現在は 8 人の委員に出席いただいている。「彦根市立図書館の設置および管理に関する条例施行規則」第 22 条第 2 項に規定する半数以上の委員の出席があるので、会議が成立することを報告する。

また、図書館協議会は原則公開としているので、お知らせする。

これより先は、同施行規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、安達会長に議長として進行をお願いしたい。

会長：16 時までという時間であるのでよろしく願います。

事務局の説明を求める。

- 事務局から資料 1 の内、1 背景、2 目的について  
および資料 2 図書館法抜粋について説明 -

会長：ここまでで質問、意見はないか。

- 意見なし -

会長：それでは、引き続き評価の概要について説明を求める。

- 事務局から資料 1 の内、3 評価の概要について説明 -

会長：4 評価項目の設定についても併せて説明を求める。

- 事務局から資料 1 の内、4 評価項目の設定について説明 -

会長：数字で表せるものは定量的なもので、A, B, C の評価は定性的、感覚的な評価になるのか。

事務局：そのとおり。

副会長：定量的な評価と定性的な評価の両方が入ってくる。数字だけで評価できない部分もある。そのあたりを、どのように評価項目として設定するかによる。

委員：B は達成できた、A はさらに良かったといった基準を作らないと評価ができない。

事務局：仮に ABC の三段階評価であれば、B はおおむね達成できた、A は十分にできた、C は努力が必要という基準を考えている。

委員：それによって、3 段階にするのか 5 段階にするのかが変わってくる。

会長：長浜市立図書館の評価は A~D の 4 段階評価だったか。

事務局：そのとおり。

副会長：長浜市は図書館だけの ABC 評価ではなく、市全体の評価指標になっている。長浜市は A が付きにくい評価設定になっている。長浜市は計画以上のことができ A を付ける。計画通りだと B しか付けられない。湖南市でもそうだが、市全体の行政評価の指標と合わせている。図書館だけが独自で評価設定を付けると、ほかのところと合わなくなる。彦根市はどのようにしているか。

教育部次長：彦根市の行政評価は、有効性、必要性、妥当性、効率性の評価があり、それぞれの評価ごとに 1 点、5 点、15 点、20 点を付けて 4 段階評価している。行政評価は今年度で小休止して、働き方改革に彦根市でも取り組む。その中で事業の可視化を行っている。評価のため外部の評価組織を作る予定をしているが、行政評価と重なる部分も出てくるため、行政評価を一旦、小休止しようという話になっている。29 年度で行政評価はいったん止まるので、図書館の評価が新たにスタートすると、行政評価は止まっているのに、図書館だけ動くという形になる。図書館だけの評価であるならば、独自で定めていった方がやりやすいように思う。ただし、行政評価が再スタートすると、それぞれ違う項目でスタートするということになる。

会長：図書館は内部評価をして、それに対して外部評価をすることになるのか。

事務局：そのとおり。

会長：それならば、指標は統一しておいた方が良いのではないか。

教育部次長：その方がありがたい。行政評価が小休止するが、同じ形で再開するかはわからない。今の行政評価と同じ指標を定めてしまうと、行政評価の方が違う評価になっているかもしれない。

会長：現在の協議会の役目としては、来年度の評価に向けて今回協議をすることか。

事務局：そのとおり。

事務局：後でスケジュールを説明するが、今回、資料を出して意見をもらい、一旦、持ち帰って 3 月の協議会で委員から再度、意見を出してもらう。意見を参考にして、30 年度第 1 回協議会で項目を決定していきたいと考えている。行政評価については教育部次長が説明したとおりであるので、来年度に図書館評価をしてもらえる項目を定められるように、意見をいただきたい。

委員：長浜市はサービスの充実をものすごく考えている。人が何人来たとかは何も言っていない。彦根が来館者数を評価指標にすることは、あまりいい設定とは思わない。やめたほうがいい。来館者を集めるのは簡単である。例えば、彦根の理念を無視して雑誌や新聞を大量にそろえれば、来館者は増える。「一期一会の出会いを通し、本と人 人と人をつなげる文化・知の宝庫」という理念、資料もあるし、彦根のポテンシャルを考えれば具体的に数が出るということはあまり意味がないのではないか。むしろ、理念を実現するためには逆行することもあるのではないか。来館者数を長浜は書いていない。そういう意味では長浜の方が巧妙だと思う。個人的には来館者数はいらぬと思う。質で

ある。質のために長浜はサービスをしようとしているのではないか。あらゆる世代、あらゆる立場の人を考慮してやろうとしている、これが本来の図書館のあり方ではないか。

委員：新しい基本計画の中から項目を挙げて、それに対して目標を付けるという話であったが、3館の体制が実現しなければできない項目というものもあると思う。現在の図書館の規模ではできないものがある。目標は立てたが、達成できないということにもなってくる。利用者満足度もアンケートの結果を見ると、近くに図書館のある人と遠くの人との差が歴然としている。これで評価して何が出るのか。図書館基本計画の実施に対する評価も挙げなければ途中で評価が途切れてしまうのではないか。

委員：アンケートに、どれぐらい楽しかったですか、満足しましたか、欲しかった本は見つかりましたかといったことも入れてはどうか。自由記述でもいいのかもしれないが、来た目的が達成できたかを聞く項目があってもよいのではないか。利用者は、何かを調べたり関連本を見つけたりするために来館する。

事務局：資料5について話していただいていると思う。うまく説明ができていなかったが、資料5、6は後の議題の資料である。これらは、昨年6月から水曜日の開館時間を延長したことについて特化したアンケートを実施したので、その結果を報告するための資料である。追加で配布した野洲市立図書館のアンケートは、評価をするために実施するアンケートになっている。彦根も今後評価をしていく際には野洲のアンケートも参考にしながら項目を検討していく必要がある。アンケートは再度、実施する予定である。その時は、項目を検討しアンケートを実施していく。

委員：例えば、①貸し出しと閲覧サービスの充実の項目で、9つの項目が挙げられている。貸し出しと閲覧サービスの充実の前提として資料の収集があるが、資料が充実しているかの尺度として、貸出密度や蔵書回転率が出てくる。資料が充実したということの評価するのか、資料を充実したかの尺度で評価するのか、どちらで評価していくのがよいかを考えていく必要がある。

委員：蔵書回転率は、この図書館が本を持っているということだと思うが、今はこの図書館にはなくても別の図書館から取り寄せるということもできる。それは司書の能力やサービスのあり方によるのかもしれないが、取り寄せて貸し出すことができる。本が全て彦根にあればいいが、それは財政面からも難しい。

委員：評価は、最終的には図書館のサービスの向上に寄与するべきであると思う。図書館のサービスを受けるのは、子どもから大人までであるので、根本的に評価が大切になってくる。資料1の評価項目は、資料6の結果を生かして詳しい項目を作ったほうが第三者の評価を受けやすいと思うがどうか。

事務局：数値で評価できるものとして資料3の内容を挙げた。追加する分、不要な分の意見をもらって作り上げていきたいので、意見をお願いします。

教育部次長：資料5、6は評価とは直接、結びつかないということでよいか。

事務局：それでよい。

教育部次長：それならば、資料 6 の結果を評価に生かすという意見はどのように取り扱うか。

事務局：反映できる意見は、項目を増やすなどして生かせるものは生かしていきたい。

委員：事務局案を見ると、レファレンスにしても「聞いたら答える」というような、受け身な評価項目が多い。新聞に「本は大嫌いで、図書館とも全く関係がなかったが、ある実験が面白かったので、実験の答えを求めて図書館に行った。(それをきっかけに) 今では図書館によく行っている。」という話を書いてあった。レファレンスをする前に、子どもに興味を持たせるための実験などの取組をどこかとタイアップして図書館で行って、興味がわかれば図書館の本を紹介するような、今まで図書館に興味のなかった子どもに目を向けさせるような方法を考えてはどうか。読書の好きな子供を育てるという取組はなかなか成果が出ていない。物語ではなく、IT や物理の実験に興味を覚えて調べていくというような経路で図書館に来る人を発見していくような取組を、子どもの読書活動の推進やレファレンスサービスの充実の出発点として、未来の図書館利用者を育てる働きかけができれば良いのではないか。来てもらうのを待って、それが充実だということでもよいが、何も知らない子どもが「図書館へ行こうかな」という気持ちになって、来館するような取組を行いたい。

会長：評価にするならば、図書館へ行くきっかけ作りができたかどうかということになるかもしれない。

委員：長年読み聞かせをしているが、体を動かすなどの別のきっかけを作ることが、評価項目の中にあればよいと思う。

委員：②レファレンスサービスの充実で、ii 職員研修の実施回数ではなく、職員研修の充実といった、図書館の中からの取組を評価できるような項目にしてはどうか。職員研修の実施回数で何が見えてくるのか。

委員：数値評価でいくと、このように結果が指標になる。同じ研修でも内容が充実しているかどうか、同じ回数だが内容が変わったということは、このような評価の中には表れてこないし、松岡委員の意見も組み込めない。

会長：デジタル化を全てしてしまうと、そういうことになってしまう。

委員：子どもにとって自ら調べようとすることは大事なことである。退職された理科の先生という人材を活用し、先ほどの意見を実行してもらうことができるのではないか。それが長いスパンで見て、図書館の活用ということになり、レファレンスの充実にもなり、ボランティアの居場所づくりにもなる。それは評価の上に出てこないかもしれないが、イベントとして真剣に考えるべきことである。図書館を使う人は使っているが、使わない人は使っていない。理念に沿った使い方をするには、そういった仕掛けが必要である。

事務局：現在、普段、図書館に来館されない人に来ていただくきっかけ作りとして、図書館で所蔵している貴重な資料の講演会やロビーコンサートを開催している。今の意見のあった、子ども対象の外部講師による実験講座を開催し、そこから自分で勉強するため

の本が図書館にあるという発見ができると、そうした中で利用者が増えていくと思う。現在、指標は数値で回数や人数が出るものを挙げているが、例えば、回数ならば 5 回実施するだけでなく、内容も充実していなければならないと考える。研修の充実という意見があったが、それを委員にわかってもらわないと評価してもらえない。そういった資料を提示していくことも必要である。評価は数値だけで測れない部分も必要かと思う。数値は評価しやすいということで数値を挙げているが、数値を出すのも事務局である。その数値が、上を向いた目標であるのか、現在の基準と比較し検討していきたいと思う。

委員：資料 4 から項目を引用しているのだと思うが、例えば「3 子どもの健やかな成長と豊かな心を育てる図書館」の一番大きなところは、「学びの場の提供」ということが挙げられている。ほかの項目も含めて「学びの場の提供」などを生かせば、項目が変わってくるのではないか。

事務局：グレーの網掛け部分が評価項目に出てきていないということか。

委員：そのとおり。そのため、学びの場の提供ということの評価する項目もなければ、そういうことをやろうとしていることも表れてきていないということである。

会長：項目は事務局側で今日の意見を踏まえて、もう一度提示するのか。

事務局：意見をいただきながら修正したものを、次回に提示させてもらう。

教育部次長：まず、図書館基本整備計画の基本方針に沿った形の評価でよいのか、評価項目が細分化されていてよいのかという大枠だけ決めていただきたい。

副会長：長浜市の場合は基本計画に基づいて評価項目を設定している。評価項目は決定すれば、通常 5 年等の期間でどのような目標を立て、どのように進めていくかというロードマップを設定し、それぞれで評価をしていく。事前配布された長浜市の資料に、基本計画は添付されていないが、その次の実施プランが添付されている。実施プランは 5 年間、どのように進めていくかということが記載されている。すべての事業が同時に開始されるわけではないので、これについてはいつ頃から始めるといったことが書かれている。計画の年次に合わせて、どんなことができたかという評価が評価書には書かれている。資料 3 のように数字を表せる部分を評価項目にすると、例えば、貸出密度が増えた減ったではなく中身を評価する必要がある。例えば、どの世代の利用が増えてどの世代の利用が減ったのか。現在、全体の貸出冊数でいえばほぼ横ばいであるが、年齢ごとの利用量は高齢者世代が着実に増えている。それに比べて 20 代から 30 代の利用量が大きく減っており、差し引き同じになっている。これは 10 年前とは大きく違う。そういう部分をどう評価するかということが、自己評価も第三者評価も大事になってくる。蔵書回転率もそうである。どの分野の本がよく利用されたのか。受入した分野と実際の利用されている分野に齟齬がないかといったことを含めてみていかないといけない。そういったことを指標を基に考えていくことになる。正直、図書館でもそこまで細かい数字が出せない部分がある。単に感覚でしかものが言えない。その辺りを考えて指標を作った方がよい。大本は基本計画なので、これに基づいて一年毎の業務を進めていき、市民から

の声も入れ、軌道修正していく。そのような指標として考えていけばどうか。長浜市は85項目だが、最初はもっと多かった。細かすぎるということで、項目が減った。野洲市は最初から13項目である。野洲市は「あり方」を作っているの、それに基づいた評価指標にしている。アンケートは、評価指標設定の時に、レファレンスや利用の満足度を見る必要があることから、作っている。彦根でも利用者アンケートから抽出というところがあるので、指標を設定するための調査を考えたほうがよい。

委員：評価で努力するのは図書館側である。内部評価では、評価項目に取り組んでいることになっているのか。

事務局：今、議題としている項目は、職員に周知しての取組はできていない。内部評価を行う際には、職員の意見も聞きながら評価していきたいと考えている。

会長：もっと具体的な項目を挙げてもよいか。

事務局：項目が不足しているということであれば、追加することもできる。案では数値だけを挙げているが、評価いただく際には、数字だけでなくその根拠を含めて説明をし、評価してもらいやすいようにしていく。

委員：図書館全体として資料の受入に関する評価項目がない。①に入ってくると思う。

副会長：資料の充実に計画性があるかどうか。

委員：数字でいけば冊数になるが、それがサービスの充実につながる形で増加していったかということである。

会長：冊数だけでは測れないこともある。同じ項目でも定性的な評価が必要ではないか。

教育部次長：来館者数が指標としてあまりよくないという意見については、どのように取り扱えばよいか。

副会長：来館者数は、しっかりと取れる装置を持っていればよい。県立図書館は入館者数と退館者数が時間でわかるようになっている。彦根市立図書館の装置ではそこまで把握できないと思う。入退館者数の情報を細かく把握できる装置がないと難しいのではないか。

事務局：彦根市立図書館はそこまでの装置はなく、玄関を通過するとカウンターが動作する。その総数を二分の一して来館者数としている。ある時間に何人滞在しているかということとはわからない。

委員：野洲市立図書館の評価も数値評価だが、取り組み方法があるので数値の背景が書かれている。数値の増減だけでなく、そのための取組をして、取り組み自体を評価するという観点が入っているように思う。こういったものが無ければ、内容が評価されていかない。

教育部次長：数値で表せないものは、しっかりと書く必要がある。

事務局：数値だけでなく、取組の内容も加味しながら総合的に一つの評価をするということか。

委員：数値が上がっていたとしても、その数値を上げるために何をしたかということが必

要である。

事務局：そういったことも含めて評価してもらえようようにしていきたい。

委員：入館者数を指標にするとそれにこだわってしまう。こだわるぐらいならばやめてはどうか。評価をする際に、説明を多くする必要がある指標は使わない方がいいのではないか。

会長：貸し出しカードで年齢はわかるのか。

事務局：年齢はわかる。

委員：県と市町は連携がとられているが、県として評価してほしい項目等はないか。

副会長：そういうものは無い。それぞれのまちの基本計画があり、それぞれ重点を置くところが違う。必ずしもどの項目についても評価をしなければならないものではない。それぞれの館で何を重視してやっていくのかを評価項目として設定すればよい。例えば、予想より早く貸し出し冊数が伸びなくなった図書館がある。この図書館には、細かなサービスも必要だが、なぜ利用が落ちているのかということを中心にしなければならない。ほかの図書館と同様にする必要はない。

教育部次長：3段階の評価でよいか。

委員：4段階の図書館が多い。

副会長：評価Aの意味が図書館によって違う。

会長：行政評価はどうだったか。

教育部次長：点数で4段階になっている。

事務局：事務局案では、Aは目標を超えた、Bは達成できた、Cはできなかったである。

委員：Dが未着手でどうか。

委員：外部評価と自己評価が連動する。別の機関で評価に関わっているが、B評価が多い。D評価であればできていないのでその理由をしっかりと書かれているので、外部評価がしやすいが、Bでおおむね達成されているとなると外部評価がやりにくい。出た評価について、お互いにすり合わせができるようなものにしてもらいたい。

教育部次長：行政評価の内部評価は5段階である。

会長：4段階でどうか。

委員：外部評価と内部評価はかみ合わないことが多い。どうなっているか説明を付けることで、その説明にたいして議論をすることができる。

会長：先に資料5, 6の説明を求める。

- 事務局から資料5, 6について説明 -

会長：延長に関するアンケートは初めて行ったのか。

事務局：延長に限らず、ここ数年は利用者アンケートを実施していなかった。

会長：これは期間中、任意で回答してもらったのか。

事務局：そのとおり。時々は声かけもしながら実施した。

会長：サンプル数が少ないように感じる。

事務局：評価の件もあるので、アンケートの内容も検討し、夏休みの期間中などの利用の多い時期に実施したり、期間を延ばしたりして実施していきたい。

会長：利用者の年齢層は、アンケートの回答状況と合っているか。70代以上が多いのか。

事務局：館内を見ていると60代以上の利用が多いように思う。

会長：資料1の5, 6, 7について説明を求める。

- 事務局から資料1の内、5 評価の方法、6 評価結果の公表、  
7 導入スケジュールについて説明 -

事務局：5番の例で6月に図書館内部評価、7月に図書館協議会としているが、7番の導入スケジュールでは6月に第1回図書館協議会としている。図書館協議会は早期に開催したいと考えているので、内部評価を早めて、6月に第1回図書館協議会を開催できるように進めていきたい。

会長：図書館の内部評価を前倒しにするということか。

事務局：5月ぐらいに行いたい。

教育部次長：8～9月の外部評価から11月の図書館協議会まで、期間が空きすぎているように思う。

事務局：この辺りも前倒しで進めていきたい。

会長：具体的に平成30年度の目標を考えるということでしょうか。

事務局：平成29年度は目標の設定ができていないため、評価ができない。評価項目に沿った形で現状の報告を行う予定である。そのため、来年度は評価ができないと考えている。

副会長：目標はともかくとして、一般的な図書館としてどうかという内部評価はすべきである。館として「できた」と考えているかということである。

教育部次長：30年3月に評価項目を決定してしまっただけではどうか。

会長：導入スケジュールの第3回図書館協議会で協議決定をすれば評価ができる。平成29年度は、この項目に基づいて評価をすればよい。6月に事務局から説明を受け、外部評価を行っていけばよい。PDCAのチェック部分で、こういう風に改善すればどうかという提言ができればよい。

会長：先般、視察をしたが、良いところは彦根でも取り入れてはどうか。

事務局：29年度は生駒市と三郷町の図書館に行った。図書館から出かけて行って、取り組んでおられる事例があったが、次年度はそのような事業をする予定はない。今後、検討し生かしていければよいと考えている。来年度は、新規に開館する守山市立図書館と野洲図書館の視察に行く予定である。

会長：大きなところでなくてもよいので、できるところから真似していただきたい。

委員：アンケートの中に「破損・汚れのものが多く、旧刊のものでも人気があれば新しいものを入れてほしい。」というものがあるが、旧刊でもう売っていないものもある。その場合は処分されるのか、電子的に残すようなことをするのか。

事務局：捨てるしかないと思う。ただし、保存すべき本は保存する。

委員：残す本と残さない本はどのような差か。

事務局：他の図書館にあるか、学術的な価値があるかなどが基準になる。

委員：現在、貴重本といわれている中で、発刊当時の評価が著しく低かった本も多くある。除籍が例として書いていたが、除籍はどのようにするのか。

副会長：滋賀県内では新しい図書館が多い。閲覧室に出している本は、発行から10年ぐらいの本が圧倒的に多い。発行から5年経つと急激に利用自体が落ちてくる。新しくできた図書館は、利用されなくなった本は頻繁に除籍をしている。県が資料の保存を請け負うので、県立図書館にない本は移管をしてもらう仕組みである。県内で彦根だけは古い資料を持っている。県にもないものも多いので、彦根に残しておかないといけないものがある。この場所に建設されてからの新規で買った本は、計画的に除籍をしていく必要があるのかもしれない。新しい図書館は、増えた分除籍をする。

委員：除籍するときにデジタル化して残すことは可能ではないか。

副会長：電子化は勝手にはできない。著作権の問題がある。基本的には現物で残す。滋賀県内で最低1冊はどこかが持っていて、状態が一番良いものを県立図書館で保存するという形をとっている。彦根は持っている資料の年代の幅が大きいので、新館ができれば、県立図書館の役割を彦根にも担ってもらわないといけないかもしれない。

事務局：歴史的に貴重な資料、郷土資料は除籍をしていない。一般書は、書庫も一杯になってきているので、基準を決めて除籍を行っている。リサイクル市も2年前から行っており、引き続き実施していきたい。

事務局：29年度の評価を30年度の図書館協議会で行うということであるが、外部評価の方法はワーキンググループを作るのか、各委員が個別で評価したものを事務局で集約するのか、どのようにすればよいか。

会長：最初なので我々もわからないこともある。ワーキンググループといってもこれだけの人数であるので、図書館協議会全体で行ってはどうか。

事務局：承知した。

事務局：第3回の協議会を3月下旬に開催する予定をしている。29年度事業の結果についての速報と評価項目の決定を行いたい。今日の意見を参考にし、項目を精査した上で提示する。委員も次回までの間に考えてもらいたい。

会長：これで図書館協議会を終了する。